

# 【重点項目－Ⅰ】 官民連携の推進

---

# 官民連携施策のこれまでの位置づけ

## 【平成17年】下水道ビジョン2100(抜粋)

### V. 今後の施策展開に向けての課題

#### 1. 横断的な施策展開

##### (1) 官・民の連携の枠組みの構築

地域の持続的な発展を支える「循環のみち」を実現するためには、あらゆる主体が目標を共有化し、例えば、水路等の整備・維持管理、資源活用、災害対策等についての公共と地域住民等の役割分担を明確にするなど、施策展開に実効性のある連携の枠組みを築くことが重要である。その実現に向けては、役割分担の実行を担保する協議の場を築くことが重要である。その実現に向けては、役割分担の実行を担保する協議の場の制度化等が求められている。

また、役割分担の考え方においては、広域的な浸水対策や汚水の高度処理など、受益範囲が広域にわたる場合には、流域管理の視点に立った枠組み構築も重要。

## 【平成26年】新下水道ビジョン(抜粋)

### 第1節 「『循環のみち下水道』の持続」に向けた中期計画

#### 1. 人・モノ・カネの持続可能な一体的管理(アセットマネジメント)の確立

##### (3) 主な具体的施策

##### ○事業管理に必要な補完体制の確立、技術力の維持・継承

- ・国は、補完内容、補完に必要な能力や、事業主体の特性に応じた、広域管理・共同管理などの具体的な補完体制等について、公的機関による補完、民間企業による補完等の観点から検討を行い、必要な制度等を確立する。

(制度構築)

#### 4. 下水道産業の活性化・多様化

##### (3) 主な具体的施策

##### ○新たな事業展開の支援

- ・国は、民間企業の創意工夫が取り入れられるとともに、中長期的な担い手の育成確保に向けた調達制度のあり方を検討する。

## PPP (Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的利用や行政の効率化等を図るもの。

## PFI (Private Finance Initiative)

PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

### 【類型Ⅰ】

公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（コンセッション事業）

### 【類型Ⅱ】

収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業  
（収益型事業）

### 【類型Ⅳ】

その他のPPP/PFI事業  
① サービス購入型PFI事業  
② 包括的民間委託

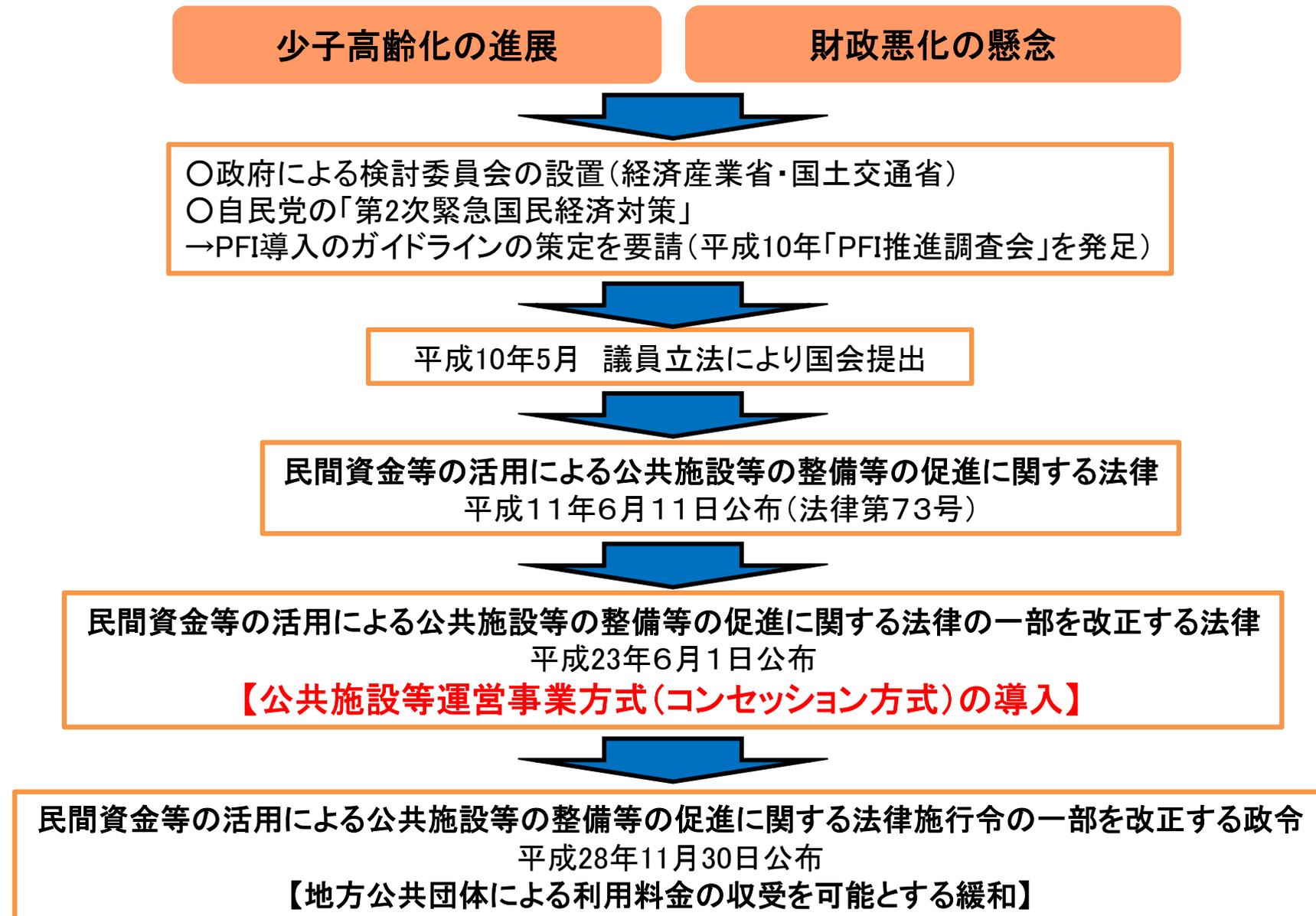
### 【類型Ⅲ】

公的不動産の有効活用を図るPPP事業（公的不動産利活用事業）

# 個別の民間委託方式・包括的民間委託方式・コンセッション方式-比較

	個別の民間委託方式	包括的民間委託	コンセッション方式
契約期間	基本的に 単年度	3～5年が一般的	長期間 (浜松市では20年)
委託に係る 条例制定の 要否	不要	不要	必要
業務範囲	個別業務・工事毎に 分離し、仕様発注	維持管理業務が中心 (同一の事業者に 包括的に性能発注)	維持管理・改築更新 (事業計画等の 策定補助なども含む)
資金調達	公共部門 (一般財源、起債等)	公共部門 (一般財源、起債等)	民間部門 (出資・融資)

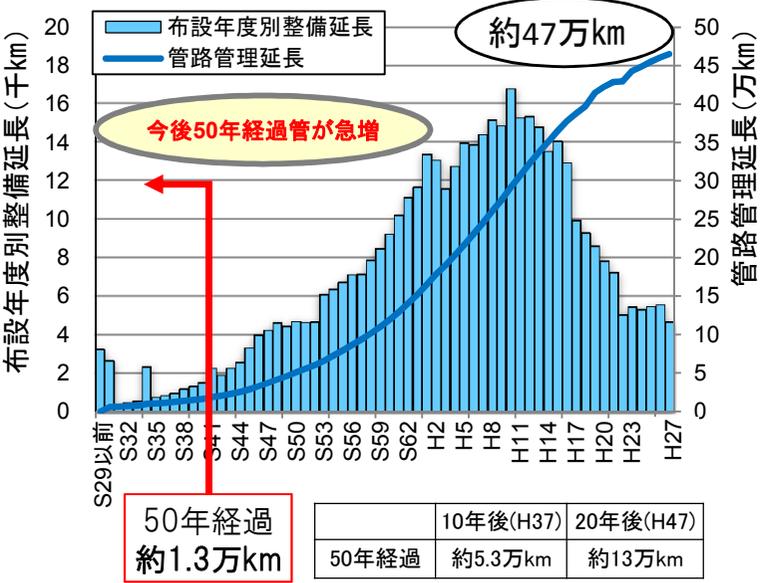
## ➤ 主な経緯(下水道事業に関する改正事項／対象施設等については適宜追加)



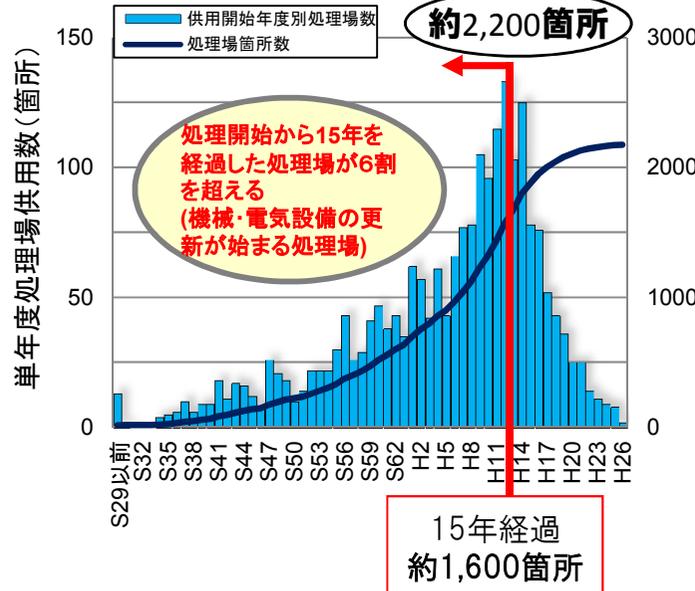
# 官民連携施策の背景①: 老朽化対策費用の増大・執行体制の脆弱化

○官民連携施策が必要とされる背景には、老朽化対策費用の増大、執行体制の脆弱化。  
 ⇒今後、布設後50年を経過する老朽管、設備更新を要する処理場が急増し、修繕・改築・更新コストが増大する一方、下水道職員は、ピーク時より2/3まで減少する中、官民連携施策の導入が解決策の一つ。

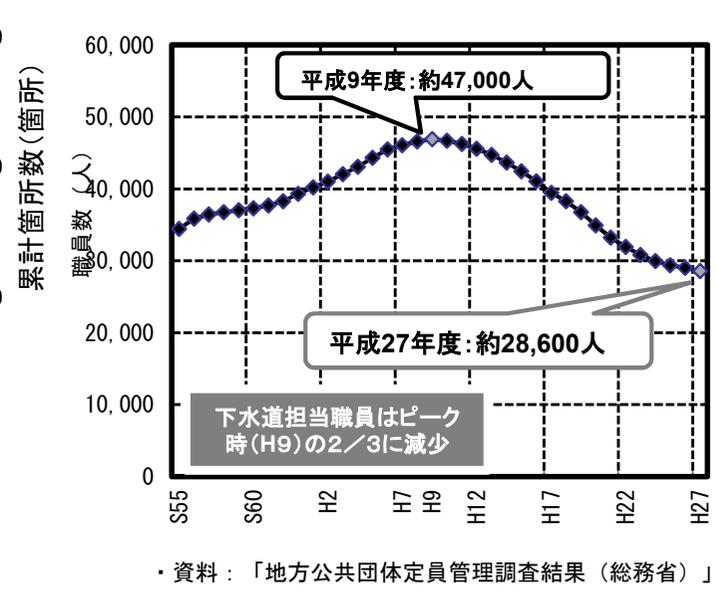
■ 管路施設の年度別管理延長 (H27末現在)



■ 処理場の年度別供用箇所数 (H26末現在)



■ 下水道部門の職員数の経年推移



○老朽化対策費用の増大、執行体制の脆弱化については、新ビジョンの際も指摘されており、この3年間で、当時の予測通り進行。  
 ○改善傾向にあるともいえないため、引き続き対策は必要。

## 官民連携施策の背景②: 経済成長への貢献

《日本再興戦略2016より》

- 現在、PPP/PFIの事業規模を2022年度までに**21兆円に拡大**するとの数値目標達成に向け、政府全体でPPP/PFI事業を推進しているところ。
- このうち、コンセッション事業分として**7兆円への拡大**が目標とされている。

### 「日本再興戦略 2016」

産業競争力会議(日本経済再生本部)

平成28年6月2日閣議決定

- ・「PPP/PFI推進アクションプラン」(平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定)に掲げられた2022年度までにPPP/PFIの事業規模を**21兆円に拡大**するとの数値目標の達成に向け、空港、文教施設(スポーツ施設・社会教育施設・文化施設)、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設等の成長対応分野と有料道路、水道、下水道、公営住宅等の成熟対応分野の双方の取組を強化する。【2022年度までにPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大】
- ・10年間(2013年度～2022年度)でPPP/PFIの事業規模を**21兆円に拡大**する。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、7兆円を目標とする。

■下水道分野におけるPPP/PFI事業の促進により、  
事業規模を**年間約0.5兆円**に拡大(目標)

※平成28年4月国土交通省調査及び浜松市の公表資料を元に、下水道部で試算<sup>6</sup>

# 政府におけるPPP/PFI推進のための取組①

- PPP/PFIについては、政府全体として推進のための取組を行っているところ。
- 下水道分野におけるコンセッション事業の推進については、「日本再興戦略 2016」や「経済財政運営と改革の基本方針2016」といった閣議決定された計画においても言及されており、政府内での注目も高まっている。

## 《再掲》「日本再興戦略 2016」

産業競争力会議(日本経済再生本部)  
平成28年6月2日閣議決定

### ○2-3 公的サービス・資産の民間開放(PPP/PFIの活用拡大等)

・10年間(2013年度～2022年度)でPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、7兆円を目標とする。

・公共施設等運営権方式が対象とする分野を、「空港、文教施設、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE施設など国内外訪問客増加等による需要拡大に対応した分野(成長対応分野)」と「有料道路、水道、下水道、公営住宅など人口減少による需要減少等に対応したアセットマネジメントの高度化や新規事業開発が必要な分野(成熟対応分野)」に分類し、(以下略)。

(一部抜粋)

## 経済財政運営と改革の基本方針2016

経済財政諮問会議  
平成28年6月2日閣議決定

### ○成長戦略の加速等

・公共施設等の整備・運営への民間のビジネス機会を拡大するため、国及び人口20万人以上の地方公共団体等における実効ある優先的検討の枠組みの構築・運用、地域の民間事業者の案件形成力を高めるための地域プラットフォームの形成・活用、民間資金等活用事業推進機構の活用等により具体的な案件形成を図り、地域経済の好循環を促していく。

・上下水道等については、利用人口の本格的な減少の中で、安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するため、地域の実情に応じて、事業の広域化を行うとともに、コンセッション事業を推進するほか、多様なPPP/PFIの活用を検討する。

(一部抜粋)7

## 「PPP／PFI推進アクションプラン」

民間資金等活用事業推進会議

平成28年5月18日決定

### 1. 趣旨

...その一方で、本格的な人口減少社会の中で長期的な持続可能性が課題となっている上下水道等の生活関連分野においては、コンセッション事業の活用が遅れているなど、なお克服すべき課題も抱えている。...

### 3. 推進のための施策

#### (1) 実効性のある優先的検討の推進

④ 地方公共団体が上下水道の重点分野の優先的検討規程を定める場合に参考となるべきガイドラインを策定する。(平成28年度末まで)

⑤ 下水道及び都市公園の交付金事業の実施又は補助金採択の際、PPP／PFIの導入検討を一部要件化する。(平成28年度末まで)

### 4. 集中取組方針

#### (2) 重点分野と目標

#### ③ 下水道

次に掲げる措置等により、平成26年度から平成28年度までの集中強化期間中に6件のコンセッション事業の具体化を目標とする。

- ・下水道管理者ごとに処理人口の減少や維持更新費の増加等を反映した中長期的な下水道料金の見込みを公表すること等により、下水道事業に関する課題が地域において共有されるよう、国において積極的に関与する。(平成28年度から)
- ・下水道にコンセッション事業を活用することにより民間経営の原理を導入することが、下水道事業の長期的な健全性を確保することによって有効な方策であることを国が率先して示すことにより、地方公共団体によるコンセッション事業の活用を強力に後押しする。(平成28年度から)
- ・全てを料金収入で賄うのではなく、一定の公費負担を前提とする下水道事業に地方公共団体がコンセッション事業を円滑に導入できるよう分かりやすい導入モデル等を示すなどの支援等を講じる。(平成28年度から)
- ・先行的に下水道のコンセッション事業に取り組んでいる浜松市及び大阪市に対し、技術的な助言を実施する。(平成28年度から)
- ・「下水道における新たなPPP／PFI事業の促進に向けた検討会」を引き続き開催し、先行事例の横展開と案件形成を図る。(平成28年度から)
- ・モデル都市の下水道事業におけるPPP／PFI事業の導入に向けた検討・調査を支援する。(平成28年度から)
- ・下水道事業の具体の案件形成を行うため、首長等へのトップセールスを実施する。(平成28年度末まで)
- ・これらの取組の実施状況について、四半期ごとにフォローアップを行う。(平成28年度から)

# 官民連携施策の実施状況：包括的民間委託

- 管路施設や下水処理施設の管理については**9割以上が民間委託を導入済み**。
- 一方、業務の効率化・コスト縮減が図りにくい状況であり、こうした状況を改善が課題。  
⇒包括的民間委託(複数業務をパッケージ化した複数年契約)の積極的な導入に期待。

## 下水道施設

【維持管理費内訳】 (単位) 億円

管渠	1,156
処理場	3,320
ポンプ場	691
その他	4,112
合計	9,279

出典：H26年度決算状況調査(総務省)  
・公共下水道事業(特環、特公含む)の維持管理費  
・「その他」は、職員給与、流域維持管理負担金等。  
(件数はH28.4月時点 国土交通省調査による)

**管路：1,156億円**  
(管路施設・全国約46万km)

**処理場：3,320億円**  
(処理施設・全国約2,200箇所)

水処理施設  
(215箇所)

水処理＋汚泥処理施設  
(1,927箇所)

包括的民間委託(管路施設)

**18件**

包括的民間委託(処理施設)

**約380件**

- 処理施設における包括的民間委託の導入件数は近年増加中。
- 一方で、管路施設における包括的民間委託の導入件数は少ないのが現状。  
⇒管路施設における包括的民間委託の案件形成が今後の課題。

# 官民連携施策の実施状況：汚泥の有効利用

○下水汚泥を利用してガス発電や固形燃料化を行う場面で、PFI事業等が活用されている。

⇒既に**34件**で実施・実施予定。

○更なる汚泥の有効利用事業の推進のためには、**資源の集約化**や**処理コストの削減**が課題



黒部市 黒部浄化センター



大阪市 平野下水処理場



佐野市 水処理センター

下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業  
(H23.5運転開始)

<事業費 約36億円>

○下水汚泥や事業系食品系残渣等を受け入れ、消化ガス発電施設及び汚泥資源化施設等を整備・運営。

汚泥固形燃料化PFI事業  
(H26.4運転開始)

<事業費 約177億円>

○民間企業が汚泥燃料化設備の設計・建設・維持管理(20年間)を行い、炭化燃料化物を電力会社に販売。

再生可能エネルギー発電事業  
(H28.4運転開始)

○消化ガスと太陽光による発電設備をPFIで整備・運営(20年間)し、FIT制度に基づき、売電を実施。

# 官民連携施策の実施状況:コンセッション

- 政府では空港・道路・水道・下水道など様々な分野において、コンセッションの導入を推進
- 浜松市において、国内初の下水道コンセッションの導入に向け手続中(平成30年4月事業開始)
- 平成28年度までのコンセッションの数値目標(6件)に対して、下水道分野は目標未達(5件)

## <コンセッションの進捗状況>

集中強化 期間	分野 (目標)	地域等	進捗状況									
			導入可能性調査	議会等における表明	デュー デシリジェンス	マーケット サウンディング	実施方針に 関する条例案 提出・公表	実施方針に 関する条例制定	実施方針 策定	事業者公募	運営権設定・ 実施契約 締結	事業開始
下水道 (6件)		浜松市										
		大阪市										
		奈良市										
		三浦市										
		須崎市										
		宇部市										
		宮城県										
		村田町										
		小松市										
		大分市										
		大牟田市										

- 浜松市においては、優先交渉権者が選定され、実施契約の締結に向け企業と協議しているところ。
- 管路施設を含むコンセッション事業については、条例制定まで至っている案件はない状況。  
※浜松市の事例は、ポンプ場・処理場のみを対象とするコンセッション事業。
- 一方、平成29年度より、村田町、小松市、大分市、大牟田市において導入可能性調査が開始されるなど、コンセッション事業を検討する地方公共団体は着実に増えているところ。

## 案件形成に向けた情報・ノウハウの共有

○「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」設置(H27.10)

- ・コンセッションを含む多様なPPP/PFI手法の導入方策を検討し、情報・ノウハウの共有を図る。
- ・浜松市等の先行事例の紹介、意見交換を実施
- ・事業へ参加する上での課題等について、民間企業との意見交換を実施



写真 検討会の様子

### ■参加都市:

いわき市、宇部市、大阪市、大阪狭山市、柏市、かほく市、香美市、河内長野市、黒部市、小松市、高知市、佐野市、塩尻市、須崎市、田原市、多摩市、富山市、奈良市、浜松市、富士市、山元町、三浦市、宇都宮市、熊本市、横浜市、周南市、大分市、赤磐市、秋田県、埼玉県、滋賀県、宮城県（計32地方公共団体）

オブザーバー: 日本下水道協会、日本下水道事業団

民間資金等活用事業推進機構(計3団体)

今後、適宜追加予定

### ■開催実績:

平成27年10月設置、これまでに9回開催(2ヶ月に1回のペース)

## ガイドラインの整備

○下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン(H26.3)

→コンセッション事業実施にあたり基本的な考え方を整理・公表

## 財政的支援

### ○準備事業への支援

#### <下水道部>

コンセッション事業の導入に前向きな地方公共団体に対しては案件形成や実施方針・契約書作成等の支援を実施。

(H28: 三浦市、宇部市、小松市)

#### <総合政策局 官民連携政策課>

コンセッションを含む先導的な官民連携事業導入について、検討・調査を実施しようとする地方公共団体等に対し、検討・調査の費用を支援。

(H28: 奈良市、三浦市、須崎市)

### ○社会資本整備総合交付金の重点配分

下水道分野におけるPPP/PFI事業に対して

社会資本整備総合交付金等の重点的な支援を実施。

### 【包括的民間委託・コンセッションの促進】

- コンセッション制度に対する地方公共団体の理解促進をどのように進めていくか。
- 公共インフラとしての役割を維持することができるか。  
コンセッション事業者が倒産した際のリスク管理として、どのような制度が必要か。
- 管路を含む包括的民間委託・コンセッション事業の案件形成に向けて、どのような取り組みが必要か。
- 各主体間で収益性にばらつきがある下水道事業において、収益性を高めるために、どのような制度が必要か。
- 雨水管や合流式下水道における包括的民間委託等をどのように考えるか。

### 【産業育成・健全な市場の発展】

- 国際的な水メジャーとも競合できるような産業育成のために、どのような取り組みが必要か。(産業振興)
- 包括的民間委託・コンセッション事業へ移行される中、地域企業に対してどのような取り組みが必要か。(地域振興)

### 【包括的民間委託・コンセッションの促進】

- トップセールス、地方公共団体担当者説明会等、個別的な取組によるコンセッションへの理解促進。
- コンセッション事業者倒産時の対応策の整備  
(第三者履行代行制度の整備や履行保証保険の活用の検討)
- 企業が安心して参入することができるリスクヘッジの整備 (管路の点検調査の徹底等)
- 都道府県主導による広域的な官民連携を促進する施策の検討
- 上下水道一体型や他インフラとの連携した官民連携手法の検討。
- 雨水管理における官民連携手法の検討。 ⇒第2回検討会以降(予定)

### 【産業育成・健全な市場の発展】

- 企業間連携の推進するための制度検討・実施(PPP/PFI検討会企業分科会の設置等)
- 地元企業を中心としたSPC等活用施策の検討。

## 【平成25年～平成26年】下水道政策研究委員会 《議事録より抜粋》

### 【第1回】

- ・民間の関わりとして、日本の財政状況を考えると、これからはファイナンス(BS、投融資)にもっと深く関わってほしいという展開だと思っている。
- ・ファイナンスを出す立場から言わせてもらおうと、民間というのは結論からいうと、極めてグリーティーである。リスクは公に押し付け儲かる仕組みを考える会社もある。海外のファイナンスモデルの7～8割がファイナンスエンジニアリングである。

### 【第5回】

- ・予算や人も足りない状況下で、その足りない部分を補完者をお願いするという流れであるが、具体的に十分できないところをもっとクリアにしてもらいたい。例えば、事業場の法的規制は下水道管理者が行うもので、民には任せられない。

### 【第6回】

- ・補完が必要なのは中小市町村であるが、都道府県が中心になってリーダーシップを発揮して貰う必要がある。しかし、都道府県も人や金が厳しい状況にあるため、法制度的な整備を行い、権限を持たせてリーダーシップを発揮して貰うことが必要である。また、国による財政的な支援や技術的支援も必要である。
- ・DBOや包括的民間委託については、下水道で一番重要なのは管路施設である。管路施設の包括的民間委託とか、性能発注などの課題について継続的に検討してほしい。
- ・自治体の職員が減少して補完者が必要という議論になっているが、民間企業も人員確保が難しくなってきた。補完者自身の人材や人員の確保も大事である。

# (参考)民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)

## (目的)

第一条 この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において「公共施設等」とは、次に掲げる施設(設備を含む。)をいう。

- 一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設
- 二 庁舎、宿舍等の公用施設
- 三 賃貸住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設
- 四 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く。)、観光施設及び研究施設
- 五 船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星(これらの施設の運行に必要な施設を含む。)
- 六 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの

2～5 (略)

6 この法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であつて、第十六条の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権(公共施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。第二十九条第四項において同じ。)を有する公共施設等(利用料金(公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。)を徴収するものに限る。)について、運営等(運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。)を行い、利用料金を自らの収入として收受するものをいう。

7 この法律において「公共施設等運営権」とは、公共施設等運営事業を実施する権利をいう。

## (実施方針に関する条例)

第十八条 公共施設等の管理者等(地方公共団体の長に限る。)は、前条に規定する場合には、条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとする。

2 前項の条例には、民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

## (公共施設等の利用料金)

第二十三条 公共施設等運営権者は、利用料金を自らの収入として收受するものとする。

2 利用料金は、実施方針に従い、公共施設等運営権者が定めるものとする。この場合において、公共施設等運営権者は、あらかじめ、当該利用料金を公共施設等の管理者等に届け出なければならない。

# (参考) 下水道事業におけるコンセッション事業の進捗 詳細

- 浜松市:平成30年4月の事業開始に向け、平成28年12月に民間事業者から提案書類を受付、平成29年3月に優先交渉権者を決定。
- 大阪市:早ければ平成31年度からの事業開始に向け、平成27年2月に「大阪市下水道事業 経営形態見直し基本方針(案)」を策定し、平成28年7月に受け皿会社である新会社「クリアウォーター-OSAKA」を設立。
- 奈良市:平成30年度の事業開始に向け、実施方針の条例案を議会に提出する予定。
- 三浦市:平成31年4月の事業開始に向け、平成28年12月にコンセッション事業方式検討のための審議会設置条例を可決。平成29年3月頃に実施方針案等を公表予定。
- 須崎市:平成30年度の事業開始に向け、平成28年度の内閣府の「上下水道コンセッション事業の促進に資する支援措置」にてデューディリジェンスを実施。
- 宇部市:早ければ平成34年度の事業開始に向け、平成28年度の内閣府の「上下水道コンセッション事業の促進に資する支援措置」にてデューディリジェンスを実施。
- 宮城県:平成32年度の事業開始に向け、平成28年度の内閣府の「上下水道コンセッション事業の促進に資する支援措置」にて導入可能性調査・デューディリジェンスを実施。
- 上記都市以外にも、村田町・小松市・大分市・大牟田市が平成28年度の内閣府の「上下水道コンセッション事業の促進に資する支援措置」にて導入可能性調査を実施。下水道部としては、更なる案件形成を図るため、平成27年10月には「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」(32自治体が参画)を設置。さらに、自治体の首長等に対する働きかけを実施(28自治体)。これらのうち、前向きな自治体に対して、調査支援等を実施(9都市)。(※)

(※)・・・平成29年3月末時点・予定も含む、上記具体的な検討をしている都市も含む

## 浜松市の事例

### <事業内容>

せいえん

○静岡県からの西遠流域下水道の移管(平成28年4月)に伴う職員増員と経費を抑制するため、コンセッション方式の導入により、可能な限り、業務を民間に委ねる。

○事業期間:20年間  
(平成30年度～平成49年度)  
第三者機関によるモニタリングを実施。



### <導入までのスケジュール>

平成26年度	事業スキームの検討、公募書類の作成、資産調査など	国土交通省において、財政的支援・技術的助言を実施
平成27年6月	実施方針(素案)の公表	
平成27年12月	実施方針(案) 要求水準書(案)の公表	
平成28年2月	下水道条例の改正 実施方針の公表 特定事業の選定・公表	
平成28年4月～	西遠流域下水道移管	包括的民間委託
平成28年5月	募集要項等の公表	
平成29年3月	優先交渉権者の選定	
平成29年10月	運営権設定 実施契約の締結	
平成30年4月	コンセッション事業開始	

# (参考) 浜松市における下水道分野のコンセッション導入について

## 浜松市

### <事業概要>

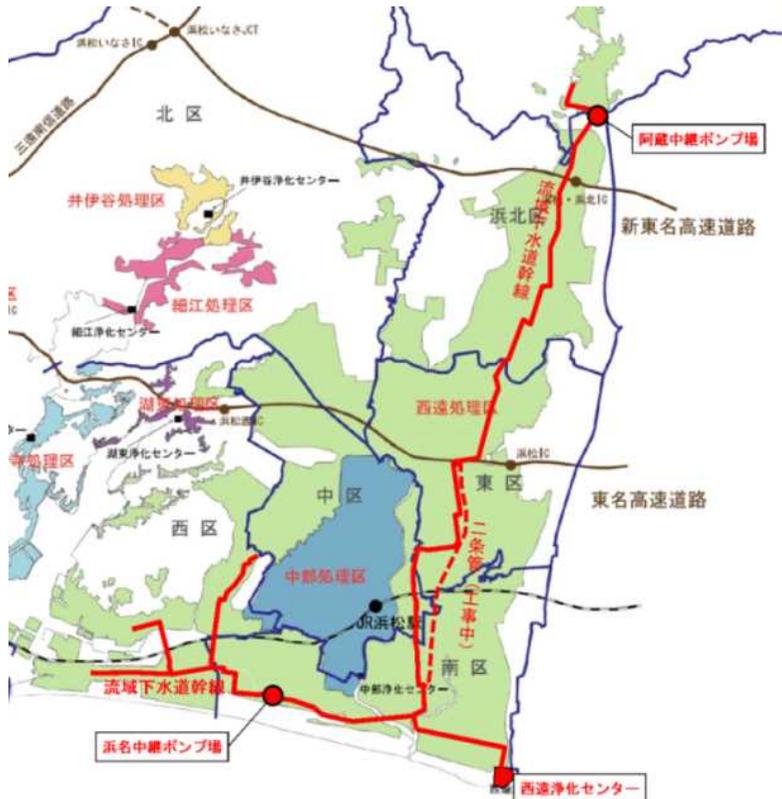
浜松市内最大処理区である西遠処理区において、  
**処理場・ポンプ場**に運営権を設定し、民間事業者が**20年間**にわたり、  
 対象施設の**維持管理と機械電気設備の改築更新等**を実施。

### <優先交渉権者>

代表企業: ヴェオリア・ジャパン株式会社  
 構成員: ヴェオリア・ジェネッツ株式会社、JFEエンジニアリング株式会社  
 オリックス株式会社、東急建設株式会社、須山建設株式会社



- ・効率的な維持管理や改築
- ・VFM 14.4%(優先交渉権者提案時)
- ・運営権対価: 25億円



平成26年度	事業スキームの検討、公募書類の作成、資産調査など	国土交通省にて 財政的支援及び 技術的助言を実施
平成27年6月	実施方針(素案)の公表	
平成27年12月	実施方針(案) 要求水準書(案)の公表	
平成28年2月	下水道条例の改正 実施方針の公表 特定事業の選定・公表	包括的民間委託
平成28年4月～	<b>西遠流域下水道移管</b>	
平成28年5月	募集要項等の公表	
平成29年3月	優先交渉権者の選定	
平成29年10月	運営権設定・実施契約の締結	
平成30年4月	<b>コンセッション事業開始</b>	

※優先交渉権者の契約締結に至らなかった場合は、次点の日立・ウォーターエージェンシーグループと交渉を行う。